

# 千葉市経済農政局経済部公正入札調査委員会設置要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、経済農政局経済部が発注する修繕及び業務委託に係る入札（見積合せを含む。以下同じ。）の適正を期し、入札談合に関する情報に対する確かつ迅速な対応を行うため、経済農政局経済部に千葉市経済農政局経済部公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

## (調査審議事項)

第2条 委員会においては、業務委託等についての入札談合に関する情報があった場合には、「千葉市公共工事等談合情報対応マニュアル」に準じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報・事情聴取の実施・入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

## (組 織)

第3条 委員会は、経済部長を委員長とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 経済企画課長
- (2) 雇用推進課長
- (3) 産業支援課長
- (4) 企業立地課長
- (5) 観光M I C E企画課長
- (6) 観光プロモーション課長
- (7) 公営事業事務所長
- (8) 地方卸売市場長

2 委員長に事故があるときは、委員である経済企画課長がその職務を代理する。

3 委員会の委員は、当該情報に直接の関係がある場合は、調査審議することができない。

## (会 議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

## (事務局)

第5条 委員会の事務局は、経済農政局経済部経済企画課に置くものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月6日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。